

昭和二十二年法律第六十七号  
地方自治法（抜粋）

第十章 公の施設

（公の施設）

第二百四十四条 普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもつてその利用に供するための施設（これを公の施設という。）を設けるものとする。

2 普通地方公共団体（次条第三項に規定する指定管理者を含む。次項において同じ。）は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない。

3 普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない。

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第二百四十四条の二 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 普通地方公共団体は、条例で定める重要な公の施設のうち条例で定める特に重要なものについて、これを廃止し、又は条例で定める長期かつ独占的な利用をさせようとするときは、議会において出席議員の三分の二以上の者の同意を得なければならない。

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第二百四十四条の四において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 前項の条例には、指定管理者の指定の手續、指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲その他必要な事項を定めるものとする。

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する公の施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該公の施設を設置する普通地方公共団体に提出しなければならない。

8 普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公

の施設の利用に係る料金（次項において「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

9 前項の場合における利用料金は、公益上必要があると認める場合を除くほか、条例の定めるところにより、指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について当該普通地方公共団体の承認を受けなければならない。

10 普通地方公共団体の長又は委員会は、指定管理者の管理する公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対して、当該管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

11 普通地方公共団体は、指定管理者が前項の指示に従わないときその他当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

（公の施設の区域外設置及び他の団体の公の施設の利用）

第二百四十四条の三 普通地方公共団体は、その区域外においても、また、関係普通地方公共団体との協議により、公の施設を設けることができる。

2 普通地方公共団体は、他の普通地方公共団体との協議により、当該他の普通地方公共団体の公の施設を自己の住民の利用に供させることができる。

3 前二項の協議については、関係普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

（公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求）

第二百四十四条の四 普通地方公共団体の長以外の機関（指定管理者を含む。）がした公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求は、普通地方公共団体の長が当該機関の最上級行政庁でない場合においても、当該普通地方公共団体の長に対してするものとする。

2 普通地方公共団体の長は、公の施設を利用する権利に関する処分についての審査請求がされた場合には、当該審査請求が不適法であり、却下するときを除き、議会に諮問した上、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。

3 議会は、前項の規定による諮問を受けた日から二十日以内に意見を述べなければならない。

4 普通地方公共団体の長は、第二項の規定による諮問をしないで同項の審査請求を却下したときは、その旨を議会に報告しなければならない。

○北九州市衛生施設の設置及び管理に関する条例

昭和47年3月30日

条例第5号

(趣旨)

第1条 この条例は、法令その他別に定めがあるもののほか、衛生施設の設置及び管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「衛生施設」とは、診療所、精神保健福祉センター、難病相談支援センター、火葬場及び食肉センターをいう。

(設置)

第3条 市は、別表第1のとおり衛生施設を設置する。

(使用の許可)

第4条 衛生施設を使用しようとする者は、あらかじめ、市長（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に使用の許可を行わせる衛生施設（第6条において「指定管理衛生施設」という。）にあっては、指定管理者。次項及び次条において同じ。）の許可を受けなければならない。

2 市長は、衛生施設の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないものとする。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 衛生施設の設置の目的に反するとき。

(3) 衛生施設を損傷するおそれがあると認めるとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、衛生施設の管理上支障があると認めるとき。

(使用の許可の取消し等)

第5条 市長は、衛生施設の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の許可を取り消し、当該使用を拒み、若しくは制限し、又は当該衛生施設からの退去を命ずることができる。

(1) 前条第2項各号のいずれかに該当するとき。

(2) この条例若しくはこの条例に基づく規則若しくはこれらに基づく処分に違反し、又はこれらに基づく関係職員の指示に従わないとき。

(3) 詐欺その他不正の手段により許可を受けたとき。

第6条 前条の規定にかかわらず、市長は、指定管理衛生施設の使用が前条各号のいずれかに該当する場合で必要があると認めるときは、自ら当該使用を拒み、若しくは制限し、又は当該指定管理衛生施設からの退去を命ずることができる。

(使用料及び手数料)

第7条 市は、別表第2の左欄に掲げる衛生施設の使用又はこれらの施設に関する事務で特定の者のためにするものにつき、同表中欄に定める使用料又は手数料を徴収する。

(使用料及び手数料の減免等)

第8条 市長は、公益上その他特に必要があると認めるときは、使用料若しくは手数料を減免し、又はこれらの徴収を猶予することができる。

2 既納の使用料又は手数料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者による管理)

第9条 市長は、衛生施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、当該衛生施設の管理を指定管理者に行わせることができる。

(指定管理者の指定の手続)

第10条 指定管理者の指定を受けようとするものは、市長が別に定める申請書に当該衛生施設の管理に関する事業計画書その他規則で定める書類を添えて市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請があったときは、市長は、事業計画書の内容、当該事業計画書に従い当該衛生施設の管理を安定して行う能力等を審査の上、最も適当であると認められたものを指定管理者として指定する。

(指定管理者が行う業務)

第11条 指定管理者が行う衛生施設の管理の業務は、次のとおりとする。

(1) 衛生施設の維持管理に関する業務

(2) 衛生施設の使用の許可に関する業務

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が別に定める業務

(指定管理者が行う管理の基準)

第12条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、衛生施設の管理を行わなければならない。

(指定管理者等の秘密保持義務)

第13条 指定管理者の役員若しくは職員若しくはその構成員又はこれらの者であった者は、衛生施設の管理に関して知り得た秘密を漏らし、又は当該衛生施設の管理の業務以外の目的のために使用してはならない。

(委任)

第14条 この条例に規定するもののほか、衛生施設の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

(罰則)

第15条 詐偽その他不正な手段により、使用料又は手数料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処する。

別表第1 (抜粋)

施設の 種類	目的又は事業	名称	位置
火葬場	墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）第2条第7項の定めるところによる。	北九州市立東部斎場	北九州市門司区大字猿喰1342番地の8
		// 西部 //	// 八幡西区本城五丁目6番1号

別表第2 (抜粋)

施設の 種類		使用料及び手数料						備考
火葬場	火葬場 使用料	種別	大人 (10歳以上)	小人 (10歳未満)	死産児	胞衣・ 汚物	その他	1 市内居住者 で、胞衣又は 汚物の処理を 業としている ものが、胞衣 又は汚物を処 理するため、 火葬場を使用 するときは、 40センチメ ートル立方に つき、4,0 00円を徴収 する。  2 葬儀場は、 待合室として 使用すること ができる。こ の場合の使用 料は、待合室 使用料と同額 とする。
		区分						
		市内居住者	円 15,000	円 7,500	円 3,700	—	円 —	
	市外居住者	円 55,000	円 44,000	円 22,000	40セ ンチメ ートル 立方に つき2 2,0 00円	円 22,000		
	待合 室使 用料	1室 1回につき 4,000円						
葬儀 場使 用料	基本額	使用時間 3 時間以内			円 1室につき 6,0 00			
	加算額	1時間までご とに			円 1室につき 2,0 00			
<p>使用料及び手数料は、この表において特に定めるものを除くほか、前納とする。</p>								

○北九州市衛生施設の設置及び管理に関する条例施行規則（抜粋）

昭和47年4月1日

（供用時間及び休業日）

第1条 北九州市衛生施設の供用時間及び休業日は、別表のとおりとする。

（指定管理者に管理を行わせようとする衛生施設の概要等の公表）

第4条 市長は、衛生施設について指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、管理を行わせようとする当該衛生施設の概要、指定管理者の指定の申請の受付場所及び受付期間その他必要な事項を公表しなければならない。

（指定管理者の指定の申請の添付書類）

第5条 条例第10条第1項の規則で定める書類は、次のとおりとする。

- （1） 定款又はこれに準ずるものの謄本
- （2） 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度における収支決算書
- （3） 現に行っている事業の内容及び実績を記載した書類
- （4） 事業計画書に係る収支見積書
- （5） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（指定管理者の指定の告示）

第6条 市長は、衛生施設について指定管理者の指定をしたときは、その旨を告示するものとする。

（指定管理者の事業報告）

第7条 指定管理者は、毎年度終了後、その管理する衛生施設の管理の業務に関し事業報告書を作成し、当該年度の翌年度の5月31日までに市長に提出しなければならない。

（委任）

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

別表（第1条関係）

衛生施設の 名称	供用時間	休業日	備考
北九州市立 東部斎場	火葬受付時間 9時から17時まで	休業日 1月1日及び別に 市長が定める日	
北九州市立 西部斎場			



## 個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）（抜粋）

### （安全管理措置）

第六十六条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

一 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務

二 指定管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。） 公の施設（同法第二百四十四条第一項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務

三 第五十八条第一項各号に掲げる者 法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの

四 第五十八条第二項各号に掲げる者 同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの

五 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者 当該委託を受けた業務

## 公募(入札)による清涼飲料水等自動販売機の設置に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、公募(入札)による清涼飲料水等の自動販売機(以下「自販機」という。)の設置について、北九州市財産条例(昭和39年3月31日条例第85号)(以下「条例」という。)及び北九州市公有財産管理規則(昭和39年3月31日規則第61号)(以下「規則」という。)に定めるものを除き、必要な事項を定めるものとする。

### (対象とする自販機)

第2条 この要綱の対象となる自販機は、民間事業者(個人及び法人)が設置する清涼飲料水、乳酸飲料及び乳飲料の自販機とする。

2 やむを得ない理由により対象から除外する場合は、あらかじめ財政局長の承認を得るものとする。

### (貸付の方法及び期間)

第3条 自販機を設置する場合は、賃貸借契約によるものとする。

2 貸付期間は1年以内とし、当初貸付日より3年を超えない範囲で更新できるものとする。

### (相手方の選定方法)

第4条 財産管理者(規則第3条第2号に規定する各局の長)は、自販機の設置を希望する者を募り、そのうち最も高額な貸付料を提示した者を、賃貸借契約の相手方とする。

### (貸付面積)

第5条 貸付け面積は、自動販売機及び併設する使用済み容器回収ボックスを設置できる面積とし、財産管理者が定めた面積を限度とする。

### (貸付料)

第6条 自販機の設置に係る市有財産の貸付料は、第4条で選定された賃貸借契約の相手方が提示した額を月額貸付料とする。

2 最低貸付料は、土地390円、建物960円とする。

### (貸付料の納付)

第7条 貸付料は、原則として、年1回の納付により前納させるものとする。ただし、特に理由があると認める場合はこの限りではない。

### (自販機設置及び撤去に要する費用の負担)

第8条 自販機の設置及び撤去に要する費用は、自販機設置事業者の負担とする。

2 自販機設置に伴い発生する電気代は、原則として当月分を翌月の15日までに納入させるものとする。

#### (自販機設置の条件等)

第9条 自販機設置事業者が自販機を設置する場合の規定は、次のとおりとする。

- (1) 自販機には、販売し管理する者の会社名又は管理者名を明記する。
- (2) 自販機を設置するにあたっては、据付面を十分に確認した上で、安全に設置する。
- (3) 販売品の搬入、廃棄物の搬出時間及び経路については、財産管理者の指示に従う。また、販売品の搬入時、販売時に施設利用者の支障とならないよう対策を行なう。
- (4) 商品補充、金銭管理など、自販機の維持管理については、自販機設置事業者が行う。また、常に商品の賞味期限に注意する。
- (5) 販売品目は清涼飲料水、乳酸飲料、乳飲料とし、酒類販売は行わない。
- (6) 法令の規定により販売に関し許認可等の免許を要する場合は、使用許可期間中は継続的に効力を有すること。
- (7) 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ること。

#### (使用済み容器回収ボックスの設置及び管理)

第10条 使用済み容器回収ボックスの設置及び管理については、自販機設置事業者の責任において、次のとおり行うものとする。

- (1) 自販機に併設して、原則として自販機1台に最低1個の割合で回収ボックスを設置するとともに、自販機設置事業者の責任で適切に回収、処分する。
- (2) 自販機が他社との併設の場合は、関係者間で回収方法を協議し、責任を明確にした上で、適切に回収、処分する。

#### (契約の解除)

第11条 財産管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、自販機設置事業者への是正の指示、命令を行わずに、直ちに賃貸借契約を解除することができる。

- (1) 指定する期日までに賃料及び電気料の納付がないとき。
- (2) 賃貸借契約により設置している自販機を第三者に譲渡又は転貸したとき。
- (3) 契約事項に違反したとき。
- (4) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下、「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又はこれらのものと密接な関係を有する者であることが判明したとき。
- (5) 公序良俗に反するとき。
- (6) その他設置が適切でないとき。
- (7) 市において公用、公共用に供するため行政財産を必要とするとき。

2 前項第2号から第6号の規定により契約を解除したときは、納付済みの賃料は返還しない。

3 第1項第1号から第6号の規定により契約を解除したときで、契約残期間の貸付料相当額が未

納であるときは、これを納付させるものとする。

**(途中解約)**

第12条 第3条第2項に定める契約期間中における途中解約はできないものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りではない。

2 前項ただし書きにより途中解約する場合で、自販機設置事業者の都合による場合は、納付済みの賃料は返還しない。また、契約残期間の貸付料相当額が未納である場合は、これを納付させるものとする。

**(協議事項)**

第13条 この要綱によりがたい場合は、財政局長と別途協議するものとする。

**(その他)**

第14条 この要綱の施行について必要な事項は、財政局長が別に定める。

**付 則**

この要綱は平成26年4月1日から施行する。

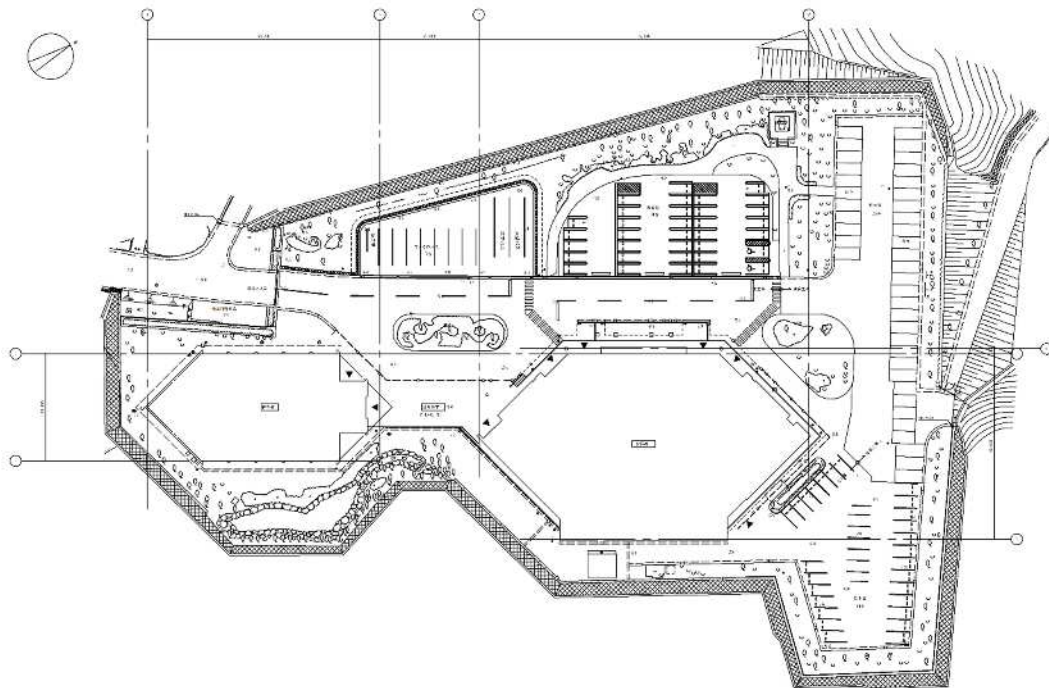
## 北九州市立東部斎場施設概要

- ・ 位置図
- ・ 配置図
- ・ 平面図
- ・ 居室等概要
- ・ 各設備仕様

## 位置図

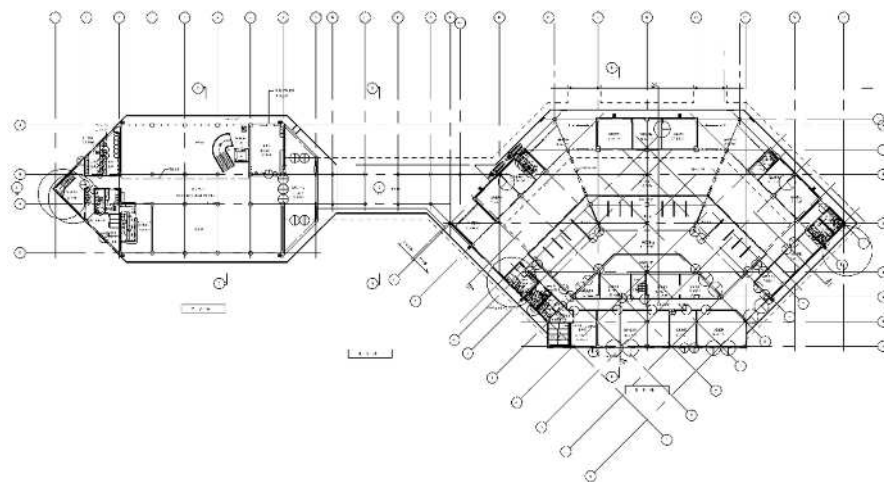


## 配置図

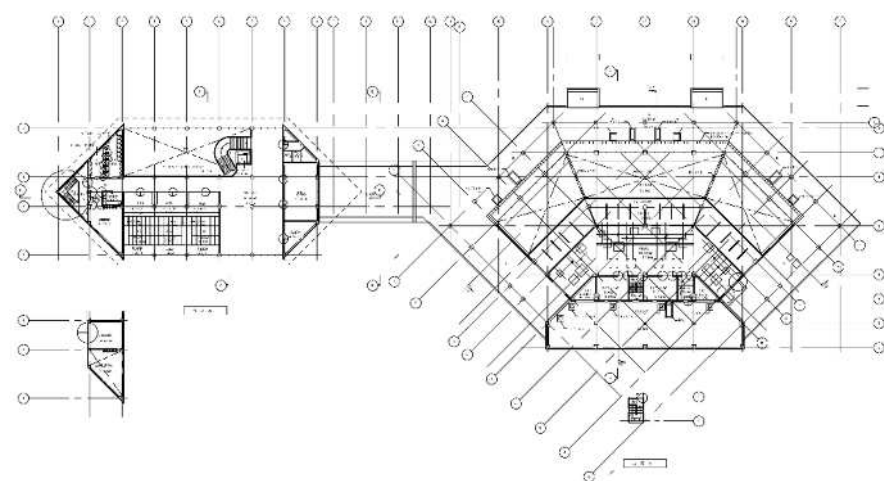


## 平面図

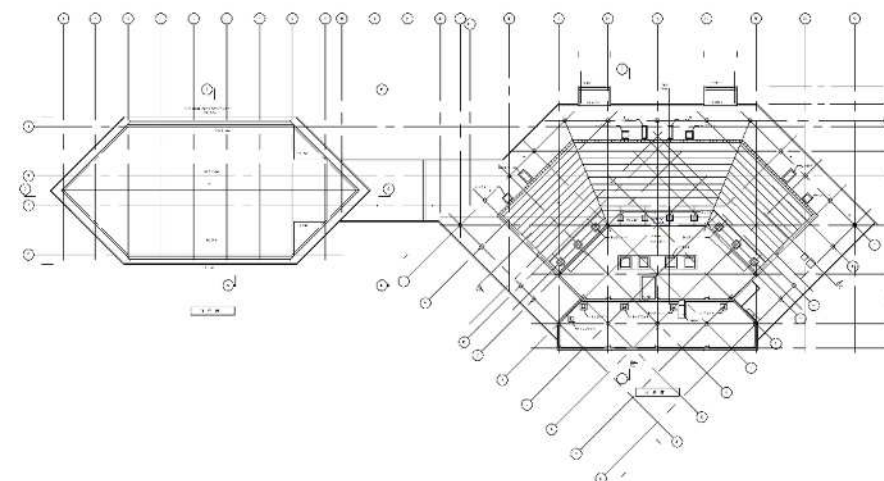
### ○1階平面図



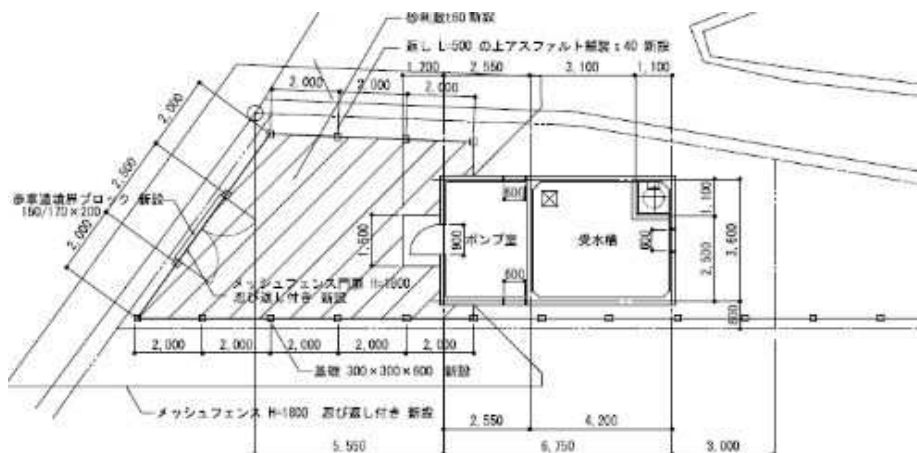
### ○2階平面図



### ○全体屋根伏図



## ○受水槽・ポンプ室



## 居室等概要

棟	階	部屋・スペース名	数量	概要
待合棟	1 F	玄関ホール	1	玄関入り口の広間等
待合棟	1 F	事務室	1	火葬手続き（使用料の徴収、火葬許可証の受け取り、火葬証明書の発行等）を行う。また、施設の管理・運営に係る事務を行う場所
待合棟	1 F	待合ロビー	1	利用者が拾骨できるようになるまでの時間を過ごすスペース。（無料）
待合棟	1 F	レストラン	1	利用者の飲食を提供する場所
待合棟	1 F	厨房	1	レストランに係る厨房
待合棟	1 F	給湯室	1	待合室等へ提供するお茶等を用意する場所。湯沸器および流しを設置
待合棟	1 F	委託業者控室	1	清掃業者の控室として使用
待合棟	1 F	倉庫	1	清掃業者の倉庫として使用
待合棟	1 F	トイレ	2	利用者用の便所（男1・女1）
待合棟	1 F	多目的トイレ	1	車いす使用者、乳幼児を連れた方等誰でも使用できる便所
待合棟	1 F	更衣室	1	利用者用の更衣室
待合棟	1 F	授乳室	1	利用者が授乳やおむつ替え等を行うための部屋
待合棟	1・2 F	エレベーター	1	エレベーター



待合棟	2 F	倉庫	2	書類等保管用倉庫
待合棟	2 F	待合ロビー	1	利用者が拾骨できるようになるまでの時間を過ごすスペース。（無料）
待合棟	2 F	待合室（洋室）	2	利用者が拾骨できるようになるまでの時間を過ごすスペース。（有料）
待合棟	2 F	待合室（和室）	2	利用者が拾骨できるようになるまでの時間を過ごすスペース。（有料）
待合棟	2 F	トイレ	2	利用者用の便所（男1・女1）
待合棟	2 F	多目的トイレ	1	車いす使用者、乳幼児を連れた方等誰でも使用できる便所
待合棟	2 F	給湯室	1	湯沸器および流しを設置
待合棟	2 F	掃除具庫	1	清掃業者の掃除具の倉庫として使用
待合棟	2 F	空調機室	1	待合棟の空調に係る機械の設置場所
待合棟	3 F	空調機室	1	待合棟の空調に係る機械の設置場所
火葬棟	1 F	トイレ	3	利用者用の便所（男2・女2）
火葬棟	1 F	多目的トイレ	1	車いす使用者、乳幼児を連れた方等誰でも使用できる便所
火葬棟	1 F	拾骨室	4	火葬後の拾骨を行う部屋
火葬棟	1 F	空調機室	3	火葬棟の空調に係る機械の設置場所
火葬棟	1 F	風除室	3	外気の流入や風の吹きつけを緩和する部屋
火葬棟	1 F	霊安室	1	遺体の一時保管場所（現在使用していない）
火葬棟	1 F	炉前ホール	1	炉室前の広間
火葬棟	1 F	倉庫	1	倉庫
火葬棟	1 F	火葬炉室	16	火葬を行う部屋
火葬棟	1 F	作業室	1	火葬に係るスタッフ等の作業部屋
火葬棟	1 F	中央制御室	1	火葬炉設備に係る機器等の設置場所
火葬棟	1 F	制御控室	1	中央制御室スタッフ用の控室
火葬棟	1 F	残灰庫	1	残骨灰の貯蔵場所
火葬棟	1 F	集塵機室	2	集塵機を設置している場所
火葬棟	1 F	電気室	1	変電に係る機器等を設置する場所
火葬棟	1 F	発電機室	1	発電に係る機器等を設置する場所
火葬棟	1 F	熱源機械室	1	熱源に係る機械の設置場所
火葬棟	1 F	休憩室	1	炉前・炉裏スタッフ用の休憩室
火葬棟	1 F	倉庫	1	倉庫
火葬棟	1 F	更衣室	1	炉前・炉裏スタッフ用の更衣室

火葬棟	1 F	シャワー室	1	炉前・炉裏スタッフ用のシャワー室
火葬棟	1 F	作業員用トイレ	2	炉前・炉裏スタッフ用のトイレ（男1・女1）
火葬棟	2 F	集塵機室	1	集塵に係る機器等を設置する場所
火葬棟	2 F	DS（ダストスペース）	2	空調吸気の排出口（ブロー室隣） 空調排気の排出口
火葬棟	2 F	ブロー室	1	空調排気に係る機会の設置場所
火葬棟	2 F	換気ファン室	2	給・排気用のファンの設置場所
ポンプ室	別所	ポンプ室	1	東部斎場へ上水を上げるポンプの設置場所
ポンプ室	別所	受水槽	1	東部斎場へ送る上水を貯める受水槽

## 各設備仕様

### 1 火葬炉設備

燃焼設備	標準炉	16炉
	燃焼時間	平均90分/体（冷却時間を含む）
	使用燃料	都市ガス（西部ガス）
排ガス処理	集塵装置	パイロスクリーン+触媒 4基
	ダイオキシン除去装置	触媒方式 4基

### 2 電気設備

#### (1) 建物関係

受電方式	三相 3線 6,600V 720kW 800kVA 1回線		
非常用予備発電装置	燃料	軽油 タンク 490L	
	容量	220V 120kW 150kVA	

#### (2) 外構関係

外灯設備	ポール式屋外灯 6基	ハンドホール 3個
------	------------	-----------

#### (3) 放送関係

放送設備	発信機	事務室内 1台
	屋内	スピーカー 1F:10基 2F:9基 計19基
	屋外	スピーカー 3基

### 3 空調設備

熱源	中央熱源方式	ガス焚冷温水発生器+エアハンドリングユニット ファンコイルユニット 範囲：炉前ホール、待合ロビー、和・洋待合室
	電気方式	空冷ヒートポンプパッケージ 範囲：【火葬棟】中央制御室、制御室、休憩室 【待合棟】委託業者控室、レストラン
		空冷パッケージ 範囲：火葬棟霊安室、火葬棟作業室

#### 4 給排水設備

衛生器具設備		オストメイト対応型多目的便所（待合棟1Fのみ） 多目的便所及び便所は温水洗浄式便座。	
給水設備	市水道	用途	生活用水・飲料水・便所洗浄水・植栽散水・給水用水
		給水方法	北九州市上下水道局本管から、ポンプ室（斎場敷地外）にある受水槽に貯めて、ポンプで斎場まで送る受水槽方式。
排水設備	汚水・雑排水	汚水と雑排水の合流方式 汚水と雑排水は、貯留槽から上下水道本管へ放流	
給湯設備		給湯必要箇所に電気式湯沸器及びガス給湯器を設置	

#### 5 予約システム

使用回線	インターネット回線（指定管理者が契約）
使用者	主に葬祭業者を想定（事前登録が必要）
機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・火葬・式場予約情報受付機能</li> <li>・火葬・式場予約情報入力機能</li> <li>・火葬・式場予約及び使用実績確認機能</li> <li>・各種帳票作成機能</li> <li>・各種統計出力機能</li> </ul>
参考URL （一般利用者用ページ）	<a href="https://www.task-asp.net/cu/ykr401005/app/ykr30000/ykr31101.aspx">https://www.task-asp.net/cu/ykr401005/app/ykr30000/ykr31101.aspx</a>

#### 6 植栽関係

面積	約23,500㎡（慰霊塔等含む）
高木	クスノキ、メタセコイア等
中木	モッコク等
低木	ツバキ類等
その他	敷地境界フェンス等